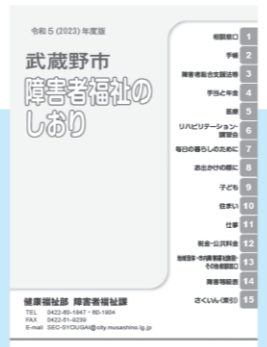


障害のある方

「障害者福祉のしおり」

障害者福祉の制度やサービス等をまとめた「障害者福祉のしおり」を市役所や市政センター等で配布しています。

☎障害者福祉課 ☎60-1847・1904



障害福祉サービスのしくみ

相談したい（相談窓口）

■障害者福祉課（10ページ参照）

- 管理係 ☎60-1904
- 基幹相談支援センター ☎60-1847

■手話通訳・要約筆記（通院・会議等）

■窓口手話ガイド（市役所内）

- 利用時間：月・水・金/午前10時～午後3時
木/正午～午後5時
- 対象：身体障害者手帳（聴覚障害、言語障害等）をお持ちの方

■障害者相談員

☎障害者福祉課 ☎60-1904

地域の中で相談・アドバイスをを行っています。

氏名	住所	電話	担当
薦原真紀子	西久保	52-5467	身体障害
山口 和彦	吉祥寺本町	21-7296	//
千葉 正巳	緑町	90-6167 (FAX)	//
井原 潮理	緑町	080-5495-2871	//
中山 昭子	中町	54-9703	知的障害
内田ひとみ	関前	53-8989	//
伊藤 千景	関前	56-8167	//
水野 久子	緑町	52-1449	//

■地域活動支援センター

- 地域生活支援センターびーと

☎吉祥寺北町4-11-16 ☎54-5171

障害のある方ご本人やご家族の相談支援窓口として、生活上の困りごと相談や福祉サービスのご案内等を行っています。相談受付「なびーと」やグループ活動「ちかっと」、ピアカウンセリング等を通じて、地域での生活を支援します。

●コット

☎境1-9-9温泉通りビル205 ☎38-8837

発達障害のある方を中心に本人やご家族からの相談をお受けするとともに、生活のサポートやスペースでの交流、自主活動等の機会を提供しています。

●ライフサポートMEW

☎中町3-4-9 ディアハイム武蔵野 1階

☎36-3830/FAX36-3700

精神障害のある方が、地域で安心して暮らせるよう応援する場です。日常生活全般についての相談や憩いの場の創作的活動の機会の提供等を行っています。

■障害者相談支援事業所ほくと

☎八幡町4-28-13 ☎55-3616

中途障害のある方を中心として、専門スタッフによる相談を行っています。

- 日常生活用具、補装具、住環境整備の相談
- 視覚障害に関する相談

■高次脳機能障害相談室ゆいっと

☎八幡町4-28-13 ☎55-5018

事故や病気等で脳に損傷を受けた高次脳機能障害のある方やご家族からの相談に対応します。必要に応じてリハビリテーションや社会資源の紹介等を行います。

■障害者就労支援センターあいる

☎境南町2-5-8ヴィラージュ武蔵野102号室

☎26-1855/FAX26-1863

企業での就労にチャレンジしたい方、現在企業で働いている方、以前に働いていて、再就職を目指したい方への支援を行います。障害の種別や手帳の有無は問いません。

■武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット

☎緑町2-6-8 ☎55-8510/FAX27-7439

心身の発達が気になるお子さんと保護者の方の相談事業です。

■障害者法律相談等 → 15ページ参照

■東京都杉並児童相談所

杉並区南荻窪4-23-6 ☎03-5370-6001

■東京都心身障害者福祉センター

新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12～15階 ☎03-3235-2946

■東京都心身障害者福祉センター(多摩支所)

国立市富士見台2-1-1 ☎042-573-3311

手帳の交付を受けたい

■身体障害者手帳

☎障害者福祉課 ☎60-1904

病気や事故等によって身体機能に障害のある方に交付されます。障害の状態により1～6級まで。

※診断書の費用を助成します(上限5,000円)。

■愛の手帳(療育手帳)

知的障害のある方に交付されます。障害の状態により1～4度まで。

- 手続き 電話予約をして面接等を実施

18歳未満 東京都杉並児童相談所

☎☎03-5370-6001

18歳以上 東京都心身障害者福祉センター

☎☎03-3235-2961

■精神障害者保健福祉手帳

☎障害者福祉課 ☎60-1904

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方に交付されます。障害の状態により1～3級まで。

※診断書の費用を助成します(上限5,000円)。

手当を受けたい

令和5年12月現在

■心身障害者福祉手当

☎障害者福祉課 ☎60-1904

- 対象：身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、進行性筋萎縮症、脳性麻痺の方。65歳未満で手帳を取得、申請した方に限る(所得制限等あり)
- 支給額：等級・年齢により、月額11,000円または15,500円

■特別障害者手当・障害児福祉手当

☎障害者福祉課 ☎60-1904

- 対象：重度の障害者(児)(所得制限等あり)
- 支給額：特別障害者手当(20歳以上)

月額 27,980円

：障害児福祉手当(20歳未満)

月額 15,220円

■重度心身障害者手当

☎障害者福祉課 ☎60-1904

- 対象：重度の心身障害者(65歳以上の新規申請は対象外)(所得制限等あり)

●支給額：月額 60,000円

■特別児童扶養手当

☎子ども子育て支援課 ☎60-1963

- 対象：重度・中度の障害児(20歳未満)を養育している方(所得制限あり)

1級 ・身体障害者手帳おおむね1～2級

・愛の手帳1～2度

2級 ・身体障害者手帳3級、4級の一部

・愛の手帳おおむね3度

・内部障害、精神障害(発達障害を含む)等

で上記と同程度の障害があるとき

●支給額：1級 月額 53,700円

2級 月額 35,760円

■児童育成手当(障害手当)

☎子ども子育て支援課 ☎60-1963

- 対象：次のいずれかに該当する障害児(20歳未満)を養育している方(所得制限あり)

・身体障害者手帳1～2級

・愛の手帳1～3度

・脳性麻痺・進行性筋萎縮症

●支給額：月額 15,500円

助成や控除を受けたい

■所得税の控除

☎武蔵野税務署 ☎53-1311

■市民税・都民税の控除

☎市民税課 ☎60-1823

■軽自動車税(種別割)減免

☎市民税課 ☎60-1822

■自動車税・軽自動車税(環境性能割)減免

☎自動車税コールセンター ☎03-3525-4066

■NHK受信料減免

☎障害者福祉課 ☎60-1904

■補装具

☎障害者福祉課 ☎60-1847

障害を補い、負担を軽減するために必要とされる用具(補装具)の費用を助成します(事前相談が必要です)。

- 対象：身体障害者手帳をお持ちの方や一部の難病の方(所得制限等あり)。介護保険の対象となる方は、介護保険優先



障害のある方



障害のある方

- 種目：眼鏡、義眼、白杖、補聴器、義肢、車椅子、歩行器等

■日常生活用具

☎障害者福祉課 ☎60-1847

手帳の等級や生活状況に応じて日常生活用具を給付します(事前相談が必要です)。

- 対象：在宅で生活する障害や一部の難病の方。対象は用具ごとに異なります(所得制限等あり)。介護保険対象の種目は介護保険優先

- 種目：電磁調理器、視覚障害者用時計、屋内信号装置、ストマ用装具、人工喉頭、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、特殊寝台等

■住宅設備改善

☎障害者福祉課 ☎60-1847

身体障害や難病がある一部の方へ、住宅設備改善費を助成します(事前相談が必要です)。

- 対象：身体障害または難病がある一部の方(所得制限等あり)

- 種目：小規模改修、中規模改修、屋内移動設備

■住宅費(家賃)の助成

☎障害者福祉課 ☎60-1904

民間の共同住宅等の家賃の一部を助成します(所得制限等あり)。

- 対象：4月1日を基準日として3年以上市内在住。身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度

■心身障害者医療費助成

☎障害者福祉課 ☎60-1904

医療費のうち、保険診療の自己負担の一部または全部を助成します(所得制限等あり)。

- 対象：65歳未満で次の等級の手帳を取得した方。身体障害者手帳1～2級(内部障害者は1～3級)、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級

■自立支援医療(更生医療)の給付

☎障害者福祉課 ☎60-1904

障害の除去、軽減のための指定医療機関における医療費の一部または全部を助成します(所得制限等あり)。

- 対象：18歳以上の身体障害者手帳をお持ちで、手術等により確実な治療効果が期待できる方

■自立支援医療(育成医療)の給付

☎障害者福祉課 ☎60-1904

身体に障害のある児童に対し、障害の除去、軽減のための指定医療機関における医療費の一部または全部を助成します(所得制限等あり)。

- 対象：18歳未満で、身体に障害を有するため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童

■自立支援医療(精神通院)の給付

☎障害者福祉課 ☎60-1904

精神疾患を理由として通院している方に、その医療費(保険診療)の一部または全部を助成します(所得制限等あり)。

■小児精神障害者入院医療費助成制度

☎障害者福祉課 ☎60-1904

- 対象：精神疾患のため精神科病床での入院治療を要する方で、申請日に18歳未満の方

■原子爆弾被爆者援護

☎健康課(保健センター) ☎51-7004

- 対象：市内に住所を有する被爆者、被爆者の子被爆者の方に対する援護

- ①健康診断 ②医療費の給付
- ③各種手当の支給 ④介護保険利用等助成事業

- 被爆者の子に対する援護

- ①健康診断 ②医療費の助成

■小児慢性特定疾病医療費助成制度

☎障害者福祉課 ☎60-1904

小児慢性特定疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童に対し、指定医療機関における医療費の一部を助成します。

- 対象：小児慢性特定疾病の対象疾患の状態が認定基準に該当する18歳未満の児童

■診断書料の助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の申請に必要な診断書料を助成します。

- ・手帳…上限5,000円
- ・自立支援医療(精神通院)…上限3,000円

して、身体機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が支援しています。

(講習会)

☎同センター「講習会」担当 ☎55-3825

教養講座、スポーツ教室等を実施(75歳までの方)。開催日程は市報や市ホームページ等でお知らせします。

働きたい

☎障害者就労支援センターあいる

境南町2-5-8 ヴィラージュ武蔵野102号室
☎26-1855 FAX26-1863

企業での就労にチャレンジしたい方、現在企業で働いている方、以前に働いていて再就職を目指したい方への支援を行います。

障害福祉サービス

☎障害者福祉課 ☎60-1847

■サービスを受けられる方

身体障害・知的障害・精神障害のある方、難病等の方(児童含む)

※介護保険の対象となる方は介護保険優先

■サービスの種類

- 介護給付
居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所(ショートステイ)・療養介護・生活介護・施設入所支援等
- 訓練等給付
自立訓練(機能・生活)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)等
- 補装具
- (児童)通所系サービス
(医療型、居宅訪問型)児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

毎日のくらしのために

☎障害者福祉課 ☎60-1847

■ショートステイ(市単独事業)

- 対象：市内に居住する3歳以上65歳未満(宿泊利用は中学生以上)の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方(事前に登録が必要です)。心身障害者(児)を自宅で介護できない場合や保護者の介護疲労を軽減したい場合に利用できます。

☎なごみの家(わくらす武蔵野内) ☎37-2644

☎桜はうす・今泉、井の頭はうす ☎46-7707

☎ダン・ウルス ☎38-7736

■重度心身障害者理容・美容サービス

☎市民社会福祉協議会 ☎23-0701

重度障害のある方に、理容(美容)の利用券(上限額あり)を、年間5枚を上限に交付します。

- 対象：下肢または体幹機能障害1～2級、視覚障害1級、愛の手帳1～2度

■ヘルプカード・ヘルプマークの配布

☎障害者福祉課 ☎60-1904

お出かけの際に

■移動支援(ガイドヘルパー)

☎障害者福祉課 ☎60-1847

- 対象：愛の手帳をお持ちの小学生以上の方・全身性障害のある方・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■福祉タクシー利用券・自動車ガソリン費の助成

☎障害者福祉課 ☎60-1904

タクシー利用券の交付もしくはガソリン費の一部助成を行います。

- 対象：身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～3度・精神障害者保健福祉手帳1級

※自動車ガソリン費助成の対象は、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の方のみです。

※所得制限等あり

■リフトタクシー「つながり」

車いす利用者・寝たきりの方がそのまま乗降できます。出発地、または到着地が武蔵野市内の場合に利用できます(運行時間は午前8時から午後5時まで)。

- 予約：利用する前月の初日から利用する日の前日までに電話予約(予約状況により当日予約ができる場合もあります)。直接タクシー会社(☎0120-77-4481)へ

- 料金：初乗り(740円)からはじまるタクシー料金

JR・民営バス・タクシー・航空・旅客船の運賃の割引、有料道路の割引、都営交通無料パス等もあります。詳しくは障害者福祉課へ。

■自動車改造費の助成

■自動車運転教習費の助成

■鉄道旅客運賃(JR)、民営バス、タクシー、有料道路通行料金の割引

■保養施設利用補助 等

障害のある方へのサービス

訓練したい・学びたい

■訓練・講習会

☎障害者福祉センター 八幡町4-28-13

☎55-3825 FAX51-9951

(訓練)

☎生活リハビリサポートすばる ☎55-3612

中途障害のある方(おおむね65歳まで)を中心と



障害のある方



障害のある方

🏠 暮らしに困ったとき

難病の方

☎障害者福祉課 ☎60-1904

難病医療費等助成制度

都内にお住まいで、難病医療費助成の対象疾病に罹患し、国または都が定める認定基準を満たしていると認定された方には、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します。

※対象疾病については障害者福祉課までお問い合わせください。

難病者福祉手当

国や都の難病等医療費助成を受けている方に手当を支給します(所得制限等あり)。

●支給額：月額 12,000円

難病通院費の助成

難病の治療のための通院に要した交通費(電車、バス運賃等)を助成します。通院1回につき7,000円まで助成。

市関連の障害福祉施設

障害福祉施設(入所・通所施設)

名称(種類)	住所
	電話/FAX
武蔵野市障害者福祉センター(複合施設)	八幡町4-28-13 55-3825/51-9951
生活リハビリサポートすばる(自立訓練[機能訓練]・生活介護)	八幡町4-28-13障害者福祉センター1階 55-3612/55-3818
千川作業所(生活介護)	八幡町4-28-13障害者福祉センター2階 55-3826/同左
千川おひさま幼児教室(児童発達支援)	八幡町4-28-13障害者福祉センター3階 51-4008/同左
武蔵野障害者総合センター(複合施設)	吉祥寺北町4-11-16 54-7666/54-7599
ワークセンターけやき(就労継続支援A型・B型)	吉祥寺北町4-11-16武蔵野障害者総合センター1階 他 54-5096/54-5097
ワークセンター大地(生活介護)	吉祥寺北町4-11-16武蔵野障害者総合センター3階 54-5112/54-5218
デイセンター山びこ(生活介護)	吉祥寺北町4-11-16武蔵野障害者総合センター2階 54-5102/54-5192
デイセンターふれあい(生活介護)	吉祥寺北町4-11-16武蔵野障害者総合センター3階 54-5134/54-5241
武蔵野福祉作業所(就労継続支援B型・生活介護)	吉祥寺北町4-12-20 53-1782/53-9337
武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・通園部ウィズ(児童発達支援)	緑町2-6-8武蔵野緑町二丁目第3アパート1階 みどりのこども館内 54-5162/54-5238
障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野(障害者支援施設)	吉祥寺北町5-7-5 54-7673/38-5529
武蔵野市放課後等デイサービス パレット(放課後等デイサービス)	桜堤1-9-9 36-5127/36-5128

福祉に関する総合相談

福祉総合相談窓口

☎生活福祉課生活相談係 ☎60-1254

福祉に関する事で、どこに相談すればよいのかわか

らない、生活の不安や困りごと等の相談を福祉相談コーディネーターが受け付けています。ひきこもりに関するご相談も受け付けます。

経済的に困っている

生活困窮世帯に対する支援

☎生活福祉課生活相談係 ☎60-1254

自立相談支援事業

生活保護には至らないものの、経済的に困窮し、心身や家庭等の様々な課題を抱える失業者や多重債務者等、課題解決が困難な方を対象に、自立相談支援機関の相談支援員が課題を一緒に整理し、ご本人の意思を尊重した支援計画を作成し、各種制度を活用しつつ、ご本人に寄り添った支援を行います。

住居確保給付金

離職等で経済的に困窮し、住宅喪失またはその恐れがある方を対象に、3カ月を原則として、家賃相当額を支給します(上限額あり)。世帯の収入・資産やハローワークでの求職活動等の要件があります。

家計改善支援事業

家計収支のバランスが崩れ、家計改善に関する支援が必要な方を対象に、家計改善支援員と協力して、適正な家計管理や滞納の解消等に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「長期間就労をしていない」等、直ちに就労が困難な方を対象に、1年以内の有期で、就労の前段階として必要な社会的能力の習得や、事業所での就労体験の場の提供、就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を実施します。世帯の収入・資産要件があります。

学習支援事業

経済的に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な小学校3～6年生、中学校1～3年生を対象に、国語・算数(数学)・英語の3教科の補習教室を行います。世帯の収入・資産要件があります。

低所得世帯に対する給付、貸付

生活福祉資金貸付

☎武蔵野市市民社会福祉協議会 ☎23-0701

他の制度からの借入れが困難な世帯に対し、世帯の自立のために一時的に必要となる資金をお貸しま

す。申込みには世帯の収入等の要件があります。また、民生委員の面接の他、連帯保証人が必要となる場合があります。

生活保護を受けたい

☎生活福祉課生活相談係 ☎60-1254

何らかの理由で経済的に困窮し、生活することが難しいとき、憲法第25条の理念に基づき定められた生活保護法による保護を受けることができます。詳しくは生活福祉課にご相談ください。

家族・近親者が亡くなったとき

市民葬儀

☎地域支援課 ☎60-1941

市民葬儀は、近親者が万一不幸にあわれた時、残されたご家族の方々の経済的負担を軽減するために、市内の指定業者(取扱業者)の協力を得て比較的安い料金で、葬儀を行える制度です。市民の方ならどなたでもご利用できます。市民葬儀取扱店に利用の申し込みをしてください。

〈市民葬儀取扱店〉

(株)武蔵野葬儀社 吉祥寺本町2-4-15 ☎22-2274
(株)ヨシノ 境南町2-28-9 ☎32-1030
(株)愛香 西久保3-12-9 ☎37-0150
(有)ナガノ葬祭 関前2-15-2 ☎52-1147

市民葬儀料金表(税別)

葬祭	金襴5段飾 203,000円	金襴3段飾 123,000円	白布3段 92,500円
霊きゆう車	指定車 10Km 30,250円 20Km 35,750円 30Km 41,250円	普通車 10Km 14,160円 20Km 17,760円 30Km 21,360円	
	7歳以上の方		7歳未満の方
	火葬料(非課税) 59,600円 容器代 10,900円	火葬料(非課税) 34,500円 容器代 4,800円	

※料金は令和5年12月現在のものです。葬儀を行うにあたっては、上記に含まれない費用が必要になります。また、市営の葬祭場はありません。詳しくは、市民葬儀取扱店にご相談ください。